

費用弁償の積立額

日本共産党本部議任

普通預金 2



摘要(お客様メモ)	お支払金額	お預り金額	差引残高	記号・店番号
25-12-26				
お繰越 25.12.26				
25-12-26 <費用弁償>				*0* 099
25-12-26 (7月~11月分)		*2758,000	*2,758,000*	K 099
26-2-3 (12月分)		*1,356,000	*4,114,000*	K 099
26-2-17 利息		*77	*4,114,077*	LT099
26-3-27 (11月分)		*4,846,000	*4,598,077*	K 099
26-5-7 (3月分)		*1,902,000	*6,500,077*	K 099
26-6-4 預金機(4月分)		*32,000	*6,532,077*	K 099
26-7-3 預金機(5月分)		*10,000	*6,542,077*	K 099
26-7-28 預金機(6月分)		*1,238,000	*7,780,077*	K 099
26-8-18 利息		*456	*7,780,533*	LT099
26-10-27 預金機(9月分)		*1,138,000	*8,918,533*	K 099
26-11-25 預金機(10月分)		*772,000	*9,690,533*	K 099

●小切手等の証券類によるご入金の場合はそのお払戻しのできる予定の日を次のとおり摘要欄に表示します。

取立(OO) (OO)で表示されている日の午後
振込(OO) (OO)で表示されている日の午後
返当金(OO) (OO)で表示されている日の午後

●記号のご説明
K...入金
L...振込入金
Q...支払い
R...振替支払い
T...後日記帳分

摘要(お客様メモ)	お支払金額	お預り金額	差引残高	記号・店番号
27-10-29				
27-11-27 預金機(10月分)		*1,054,000	*16,232,314*	K 099
28-1-6 預金機(11月分)		*728,000	*17,286,314*	K 099
28-1-26 預金機(12月分)		*1,182,000	*18,014,314*	K 099
28-2-22 利息		*1,467	*19,196,314*	K 099
28-2-26 預金機(1月分)		*80,000	*19,197,781*	LT099
28-3-29 預金機(2月分)		*1,098,000	*19,277,781*	K 099
28-4-26 預金機(3月分)		*1,224,000	*20,375,781*	K 099
28-6-1 預金機(4月分)		*46,000	*21,599,781*	K 099
28-6-28 預金機(5月分)		*266,000	*21,645,781*	K 099
28-7-27 預金機(6月分)		*1,058,000	*21,911,781*	K 099
28-8-22 利息		*89	*22,969,781*	K 099
			22,969,870	LT099

●小切手等の証券類によるご入金の場合はそのお払戻しのできる予定の日を次のとおり摘要欄に表示します。

取立(OO) (OO)で表示されている日の午後
振込(OO) (OO)で表示されている日の午後
返当金(OO) (OO)で表示されている日の午後

●記号のご説明
K...入金
L...振込入金
Q...支払い
R...振替支払い
T...後日記帳分





都議会の海外調査について (案)

1 調査団

- (1) 年間派遣人数枠を15人とし、各会派所属議員数に応じて、年毎に按分することを原則とする。
* 19期按分 自民 7人、公明 3人、共産 2人、民主 2人、結維 1人
- (2) 調査団の規模は、一団2人以上とする。

2 調査都市

調査都市は、調査課題に関して実績・特色を有する都市等の中から選定する。

3 調査課題

調査団は、事前に調査課題について十分な検討を行うものとする。また、原則として、訪問先(調査都市)の受入受諾を取り付けておく。

4 調査日程

調査日程は10日以内で、かつ、対象とする都市において十分な調査が実施可能な最短の日程とする。

5 報告

調査団は、帰国後、直近の本会議において報告するとともに、「都議会だより」「都議会ホームページ」等を通じて広く都民に周知する。

6 経費

- (1) 議員(調査団員)に「東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に基づき算出した旅費を支給する。
- (2) 調査団が利用する航空機の座席は、ビジネスクラスとする。
- (3) 調査団に、必要に応じて、通訳雇上費等を支給する。
- (4) 調査に支障のない範囲で、経費の節減に努める。
- (5) 議員(調査団員)は、帰国後5日以内に、旅費の精算を行う。

7 派遣決定までの手続き

- (1) 海外調査を実施しようとする会派は、原則として、調査実施の3ヶ月前までに、「調査計画書」を議長に提出する。「調査計画書」には、出張議員名、調査項目、調査理由、訪問都市、出張期間及び日程を明記する。
- (2) 議長は、「調査計画書」を議会運営委員会に諮り、各会派の参加を含め協議し、東京都議会会議規則に基づき派遣を決定する。

東京都議会海外調査団 派遣実績調

東京都議会海外調査団:19期】

年度	出張期間	会派	出張議員名	人数	訪問先	調査目的	総経費
25	H25.11.18 ~ H25.11.25	8日間 自民	田中(先)、崎山、小宮、高根、柴崎、小松	6	ミラノ、アテネ、ロンドン	オリンピック・パラリンピック開催に係る諸課題、産業政策、市場政策、都市政策等	9,659千円 (1人当り160万4千円)
	H26.5.10 ~ H26.5.17	8日間 民主	尾崎、大西	2	ボゴタ、リオデジャネイロ、シエーナウ	オリンピック開催の準備の諸課題、交通政策、エネルギー政策等	6,490千円 (1人当り324万4千円)
26	H26.10.28 ~ H26.11.5	9日間 自民	野島、きたしろ、神林、高橋(信)、近藤、川松、堀	7	ミュンヘン、デュッセルドルフ、アムステルダム	「世界で一番の都市」東京の実現に係る諸課題(産業界労働政策・福祉政策・農業政策、都市計画等)	10,431千円 (1人当り149万4千円)
	H26.11.6 ~ H26.11.15	10日間 民主	小山、西沢	2	ニューヨーク、ロンドン	大都市の政策・交通政策及びオリンピック開催の施設整備をはじめとする諸施策等	6,334千円 (1人当り316万4千円)
27	H27.10.22 ~ H27.10.29	8日間 自民	山加、北久保、栗山(欽)、河野、鈴木(錦)、栗山(上)、島崎	7	ニューサウスウェールズ州、ロトラル、オークランド	「世界で一番の都市」東京の実現に係る諸課題(2019ラグビーワールドカップ並びに2020オリンピック・パラリンピックの準備及びレガシー、都市交流、医療政策、環境政策、自然エネルギー政策、都市計画、交通政策、観光政策等)	10,380千円 (1人当り148万4千円)
	H27.10.26 ~ H27.11.4	10日間 民主 維新	斉藤、今村、野上	3	ロラン島、ミラノ、ヘルシンキ	持続可能な都市の実現に向けた、エネルギー政策、医療・福祉政策、都市基盤整備施策、教育施策等	7,215千円 (1人当り240万4千円)

5,050万
(1人当り187万)

専用車及び優先配車の取扱いについて

1 専用車

「東京都議会議会局庁有車管理要綱」第 3 の 1 (2) 及び (3) の規定による乗用車の専用の範囲については、次のとおりとする。

- (1) 議長及び副議長
- (2) 会派幹事長

2 優先配車

会派の役員等について、会派の要望がある場合に、次の範囲において優先配車を行う。

- (1) 議員数 40 人以上の会派については、4 台まで優先配車を行う。
- (2) 議員数 30 人以上 39 人以下の会派については、3 台まで優先配車を行う。
- (3) 議員数 20 人以上 29 人以下の会派については、2 台まで優先配車を行う。
- (4) 議員数 10 人以上 19 人以下の会派については、1 台まで優先配車を行う。

3 その他

会派の専用車及び優先配車の総数は、おおむね議員用庁有車（議長及び副議長専用車を除く。）の半数とする。

○公用車の台数内訳（平成28年度）

- ・専用車 5台（議長、副議長、幹事長（自民党・公明党・民進党））
- ・会派優先車 7台（自民党4台、公明党2台、民進党1台）
- ・一般共用車 9台
- ・予備車 1台
- 計 22台

○経費（平成27年度）

- ・自動車借入れ 2,361万円
- ・運行管理業務委託 5,026万円
- ・運転手の人件費 1億1,000万円（都の自動車運転手の平均給与×15人）
- ・乗用自動車雇上 1,358万円

（合計）1億9,745万円

別表二

品名	摘要
防災服上下	左胸に「東京都議会」の刺しゅう付
バンド	バックル型
手袋	軍手
半長靴	
雨衣上下	フード付
腕章	
防災服保管袋	
防寒着	左胸に「東京都議会」の刺しゅう付

様式(略)

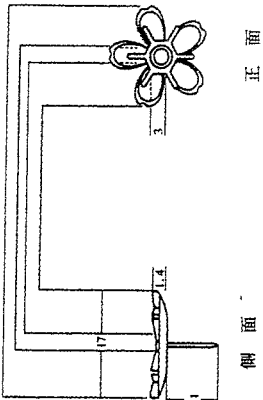
附則(昭和五九年九月十日議会運営委員会決定)

- この内規は、昭和五九年九月十日から施行する。
- 全国都道府県議会議長会において議員在職二十五年及び三十年の自治功労者として表彰を受けた者は、第二条の規定に該当するものとみなす。

附則(昭和六〇年五月二七日議会運営委員会決定)

この内規は、昭和六十年五月二十七日から施行する。

(別図)



規格

- (三十年記念章)
材質はプラチナ、中心部はダイヤモンド
- (二十五年記念章)
材質はプラチナ、中心部はエメラルド

●東京都議会議員表彰内規

昭・五九・九・二〇議会運営委員会決定
昭・六〇・五・二七議会運営委員会改定

(目的)

第一条 この内規は、東京都議会議員(以下「議員」という。)として多年にわたり都政に功労のあつた者の表彰に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第二条 表彰は、議員としての在職期間が通算して二十五年及び三十年に達した者に対して行う。

(表彰の方法)

第三条 表彰は、議会の議決をもつて行なう。

- 前項の規定により表彰を受けた者には、表彰状、記念章及び記念品を授与する。
- 議員としての在職期間が通算して三十年に達した者については、当該議員の肖像画を議事堂内に掲額する。
- 記念章の型式は、別図のとおりとする。

(その他)

第四条 表彰の実施について必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮つて決める。

●東京都議会議員秘書等の記章に関する申合せ

平・九・八・八各派幹事長会申合せ

(通則)

第一 東京都議会議員(以下「議員」という。)の秘書及び東京都議会各会派政務調査会事務局に所属する職員が使用する記章(以下「秘書記章」という。)については、この申合せによる。

(型式)

第二 秘書記章の型式は、別図のとおりとする。

(貸与)

- 秘書記章は、議員一人につき一個を貸与する。
- 秘書記章は、議員が指定する者以外の者に使用させてはならない。

(常用証)

第四 秘書記章を使用する者は、東京都議会議員秘書記章常用証(第一号様式。以下「常用証」という。)を携帯しなければならない。

(申請)